

「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」等に関するQ A 【令和5年6月23日更新版】

※このQAにおいて用いる略語は次のとおりとし、その他用語の定義は「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」によるものとします。

法：建築基準法

令：建築基準法施行令

許可基準：2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準

手続要領：2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく許可申請の手続要領

適用除外規定：法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物について、同法及び令第147条により適用しないとされている規定

(任意)構造適判：指定構造計算適合性判定機関が行う構造適合性判定

※令和4年5月31日施行の建築基準法の一部改正に伴い、本質疑回答の整備を行いました。(建築基準法第85条第5項を同条第6項に、同条第6項を第7項に変更しています。)(令和4年9月13日更新)

| No. | 質疑 | 回答 | 掲載日 |
|-----|---|---|-----------|
| 1 | 大阪市ホームページで公表している、大阪市建築基準法取扱いの「仮設建築物の構造について」と許可基準との関係性を教えてほしい。 | 2025年日本国際博覧会の会場内における仮設建築物については、許可基準を適用し、大阪市建築基準法取扱いの「仮設建築物の構造について」は適用しません。 | 令和4年3月29日 |
| 2 | 法第85条第7項の許可において必要な建築審査会の同意について、同時期に相当量の申請が集中し、手続きの遅延が懸念されるため、例えば一括同意など機動的な対応は可能か。 | 建築審査会における審議方法は、建築審査会で議論・検討されるものであり、本許可基準によるものではありません。 本市特定行政庁としては、建築審査会における議論等を踏まえながら、適正かつ効率的な審査事務及び建築審査会審議の遂行を図るよう努めてまいります。 | 令和4年3月29日 |
| 3 | 許可基準第4第2項 構造耐力 には、国土交通大臣による法第38条に基づく認定についての記載がないが、同認定を適用する計画は、法第85条第6項及び第7項に基づく許可ができないということか。 | 現時点では想定できない特殊な形態、構造の仮設建築物の申請に対応するため、許可基準第5を設けており、法第38条の規定に基づく認定についても許可基準第5に定める「他の方法」に該当するものとして取り扱います。 | 令和4年3月29日 |
| 4 | 許可基準第5の「他の方法」とは、具体的にどのような方法を想定されているのか。 例えば、専門家による個別審査により安全性に支障がないことを示すことも「他の方法」に含まれるのか。 | 許可基準第5は、第4に定める許可基準によることのできない特殊な事例を想定したもので、例えば、法第38条の規定に基づく認定が考えられます。 また、許可基準第5の適用については、個別に判断することになりますので、ご質問のような方法も内容によっては、採用することも考えられます。 個別の建築計画に対する許可基準第5の適用については、具体的な計画を基に事前相談で確認します。 | 令和4年3月29日 |
| 5 | 許可基準第4第2項 構造耐力 には、令第147条に関する言及がないが、同条を適用し、令第67条や令第3章第8節などの構造関係規定を適用除外しても問題ないか。 適用除外できる場合、例えば、基準強度値の指定がない材料を用いた建築物の構造審査は、基準強度に関する第三者技術評価の結果を用いることが可能か。もしくは法第20条第1項第一号の認定が必要となるのか。 | 令第147条で適用除外とされている規定については、条文通り適用除外となります。ただし、単に適用除外ではなく、当該規定の主旨を踏まえて代替措置等による対応を求めます。 例えば、基準強度値など令第147条の規定により適用除外となっているものについては、第三者技術評価の結果などを用いることもできます。 【質疑回答No. 6も参照してください】 | 令和4年3月29日 |

| No. | 質疑 | 回答 | 掲載日 |
|-----|---|--|--|
| 6 | <p>質疑回答No. 5で、「構造関係規定の適用除外を受ける場合、第三者技術評価の結果などを用いることができる」旨の記載があるが、この第三者技術評価の妥当性の確認は、大阪市による仮設許可時に行われるものであり、確認審査の対象外となるのか。</p> <p>また、このような方法を適用する場合、確認申請時に提出が必要な資料の指定はあるか。</p> | <p>構造関係規定の適用除外を受ける場合の代替措置等の妥当性は、大阪市内において仮設許可時に行うため、確認審査の対象外としても問題ありません。</p> <p>確認申請時には、確認審査（法第20条適合性の審査）に必要な図書（代替確認方法による結果等）の提出が必要となります。</p> <p><例></p> <p>令第90条「鋼材等の許容応力度」の規定を適用除外とし、第三者技術評価の結果を用いる場合、大阪市内において仮設許可時に第三者技術評価の妥当性と、その結果である許容応力度の数値を確認します。確認申請時には、当該数値の内容がわかる資料を基に建築主事等が審査することとなります。</p> | 令和4年3月29日 |
| 7 | <p>仮設許可による適用除外規定について、構造関係規定に関しては、質疑回答No. 5で「単に適用除外ではなく、当該規定の主旨を踏まえて代替措置等による対応を求めます。」とあるが、構造耐力以外の適用除外規定についてはどのような内容を求められるのか。</p> | <p>安全上、防火上及び衛生上支障の有無を判断するうえで、必要最低限の基準として許可基準第4を定めています。ただし、個別計画の内容により、許可基準第6に基づき条件を附加することもあります。</p> <p>なお、法令等で想定されない計画に対応するため、許可基準第5を定めており、許可基準第4によらず、国土交通大臣の認定を得るなど、他の方法により安全上、防火上及び衛生上支障がないことを明らかにする方法も考えられます。</p> | 令和4年3月29日 |
| 8 | <p>許可基準第4第2項 構造耐力 において、構造適判を受ける旨の記載がある。法令上、仮設建築物は構造適判が不要だが、なぜ求めるのか。</p> <p>この場合、法定ではなく任意の構造適判を求めることになるが、確認検査と構造適判は同一機関でも良いか。また、構造適判機関は大阪府知事の委任を受けた機関でなくても良いか。</p> | <p>H19国住指第1332号第1(1)において「…構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、適確な運用を図られたい。」とされていることを踏まえ審査の適正性を担保するために、（任意の）構造適判を求めるものです。</p> <p>構造適判を求めるものは「保有水平耐力計算」「限界耐力計算」に準じた構造計算により安全性を確かめたものです。</p> <p>構造適判を受ける場合は、確認検査機関と構造適判機関は同一の機関でも可とします。</p> <p>なお、構造適判機関は、法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関とし、大阪府知事の委任を受けた機関には限定しておりません。</p> | <p>令和4年3月29日 （令和4年9月13日更新） （令和5年6月23日更新）</p> |
| 9 | <p>許可基準第4第2項 構造耐力 において、構造適判が必要となる建築物の場合、確認済証の交付までに適合判定通知書の交付を受ける旨の記載があるが、確認審査を行う建築主事等により、確認申請に添付された図書と構造計算適合性判定の申請に添付された図書の整合確認が行われるのか。</p> | <p>建築主事等は確認申請に添付された図書と適合判定通知書に係る図書が相互に整合していることを確認したうえで、確認済証を交付します。</p> | <p>令和4年3月29日 （令和5年6月23日更新）</p> |

| No. | 質疑 | 回答 | 掲載日 |
|------|--|--|------------------------------------|
| 10 | <p>新技術の発信の場である万博では、新材料や自然素材など建築基準法で想定していない材料を用いた構造方法の建築計画が想定されるが、このような建築物の法第20条への適合確認はどのように行われるのか。</p> | <p>ご質問のような特殊な構造方法の建築物は、政令で定める技術的基準がないため、別の方法により、法第20条に規定されている「安全な構造のもの」であることを明らかにする必要があります。</p> <p>このことについて、次のいずれかの方法により法第20条への適合確認を行います。</p> <p>① 法第38条に基づき「政令で定める技術的基準に適合するものと同等である」旨の認定を受けること。</p> <p>② 法第20条第1項第一号の規定に基づく認定を受けること。</p> <p>③ 指定性能評価機関により「法第20条第1項第一号に定める基準に準じた構造計算による安全性」「耐久性等関係規定に対する技術的見解」に関する評定を受けること。</p> <p>※指定性能評価機関は法第77条の56に規定する指定性能評価機関のうち、機関が定める業務方法書等により当該建築物の評価が可能な機関としております。</p> | <p>令和4年3月29日 (令和4年9月13日更新)</p> |
| 10-2 | <p>質疑回答No. 10で③の方法により法第20条への適合確認を行う場合の手続きの流れはどのようなになるのか。</p> | <p>質疑回答No. 10の③の方法（以下「任意評定」という。）により法第20条への適合確認を行う場合の手続きの流れを、下記の大阪市ウェブページに掲載しました。</p> <p>---掲載場所---</p> <p>【許認可】「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」等 > 手続きの流れ</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#nagare2</p> | <p>令和4年9月13日追加</p> |
| 11 | <p>手続要領 第2⑫「法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表」の様式を定めていないのか。</p> | <p>参考様式を下記の大阪市ウェブページに掲載しました。</p> <p>※「構造耐力上の安全性を確認できる書類」について、任意評定により法第20条への適合確認を行う場合の参考様式を追加しました。</p> | <p>令和4年3月29日 (令和4年9月13日更新)</p> |
| 12 | <p>手続要領 第2⑬「構造耐力上の安全性を確認できる書類」の具体的な記載内容について教えてほしい。</p> | <p>---掲載場所---</p> <p>【許認可】「2025年日本国際博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設建築物許可基準」等 > 参考資料</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#sankou</p> | <p>令和4年3月29日 (令和4年9月13日更新)</p> |